



Transparency in Shreds

限りなく不透明に近い情報公開

日本でも法律は整備されたが運用面は欠陥だらけ

インの形で情報公開に踏み切っていた。地方による「先取り政策」の典型例だ。この法律が01年4月に施行されると、最初の数週間で4000件以上の開示請求が殺到した。これをみれば、日本国民の意思は明らかだ。

だが、法律が本来のねらいどおりに運用されるには息の長い監視活動が必要になる。アメリカでは、情報自由法を支持する議会と開示に抵抗する政権の間で、激しい綱引きが続いている。クリントン政権は市民が情報にアクセスしやすくなるよう尽力したが、ブッシュ政権になってからは開示を制限する方向に法解釈が後退した。

情報自由法の運用には、莫大なコストがかかる。官僚は文書の開示に追われて目の前の政策課題に集中できず、開示待ちの請求件数がふくれ上がるにつれ、機密文書の開示は大幅に遅れている。

ある面では、日本の情報公開法はアメリカよりも先進的だ。たとえば日本では、国民の健康を守るためなら行政機関が特別な権限で機密情報を開示できる。

だが問題点も多い。手数料が割高なため、非営利団体などはこの制度を十分に活用しにくい。不当な理由で開示を拒否した行政機関に対する罰則規定もなく、官僚の自由裁量で開示を拒否できる。

最大の問題は、文書の保存期間を各行政機関が独自に決められる点だ。アメリカでは行政文書は国立の公文書館で保管されるが、日本にはその体制がない。こうした状況から、日本の法律は「情報非公開法」だという批判も聞かれる。

批判を裏づけるように、昨年11月、市民の情報アクセスに対する官僚の悪質な

妨害が明らかになった。市民団体「情報公開クリアリングハウス」の調査で、情報公開法が施行される数カ月前に、外務省や農林水産省などが膨大な量の文書を破棄していたことがわかったのだ。

官僚主導の弊害を一掃しよう

文書が保存されていなければ、情報公開法があっても意味がない。専門家は保存システムの改善を提言しているが、手遅れにならないことを祈るばかりだ。

日本の情報公開は大きく前進してきた。日本人はそれを誇りにしていいし、その努力は諸外国に認められるべきだ。「ガラス張り統治のリーダー」を自負してきたアメリカが秘密主義に傾いた時期に、日本は情報アクセスの自由を拡大してきたのだから、なおさらだ。

一方で、現行の情報公開法に重大な欠陥があることも事実だ。国会は今年、制度の見直しを予定しているが、これは急務である。組織的な文書の処分と情報入手コストの高さは、すでに時代遅れになった「官僚主導の日本」が残した悪しき弊害だ。

自

由と透明性は民主的な統治の二本柱だ——私たちは、この言葉を何度となく聞かされてきた。しかし最も民主化が進んだ国々でさえ、官僚は密室に閉じこもり、外からこじ開けられないかぎりドアを開けようとしていない。

行政機関の文書をチェックし、官僚の責任を問うという市民の権利を法的に保障させるのは至難の業だ。アメリカでは数十年前に及ぶ市民運動の末、66年に画期的な情報自由法が採択された。日本でも、ようやく99年に法律が制定された。

情報をコントロールすることで権力を得た人々は、その特権を簡単に手放そう

とはしない。アメリカと同じく、日本でも官僚と自民党の議員は、公書や政界の腐敗、規制当局のミス、製品のリコールなど、法廷で責任を追及されかねない事実を隠蔽しようとしてきた。

「情報隠しの法律」との批判も

それでも弁護士や学者、市民活動家、野党政治家の粘り強い運動は実を結んだ。80年代半ばには、大都市圏の地方自治体のほとんどが情報公開条例を制定。99年に国が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法を定めたときには、すでに全都道府県を含む900の地方自治体が条例やガイドラ

FROM TOP: 共同通信社, DONNA COVENEY—MIT NEWS OFFICE

リチャード・サミュエルズ



マサチューセッツ工科大学教授で同大学日本プログラム所長。著書に「富国強兵の遺産——技術戦略にみる日本の総合安全保障」(三田出版会)がある。